

令和5年度城陽市職員定年前早期退職者募集実施要項

1 趣 旨

この要項は、城陽市職員の退職手当に関する条例（平成2年城陽市条例第11号。以下「条例」という。）第13条の2第1項の規定に基づき、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から10年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集（以下「早期退職者募集」という。）について、条例及び城陽市職員の退職手当に関する条例施行規則（平成19年城陽市規則第38号。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 退職すべき期日

早期退職者募集に応募し、応募による退職が予定されている職員である旨の認定を受けた職員の退職すべき期日は、令和6年3月31日とする。

3 募集人数

早期退職者募集人数は5人とする。

4 募集期間

早期退職者募集期間は5月12日（金）午前8時30分から6月30日（金）午後5時15分までとする。

5 対象職員

(1) 早期退職者募集の対象となる職員は、令和6年3月31日において、勤続期間20年以上かつ年齢が50歳以上59歳以下の職員とする。

(2) 上記対象職員には、次に掲げる職員は含まれないものとする。

懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

6 応募又は応募の取下げの手續

(1) 早期退職者募集に応募しようとする職員は、上記4の募集期間内に、応募申請書（別紙様式1）を所属長宛てに提出するものとする。

(2) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、応募取下げ申請書（別紙様式2）を所属長宛てに提出するものとする。

7 応募の認定の通知の予定時期

応募の認定の通知の予定時期は、8月下旬とする。

8 早期退職者募集に関する問い合わせ先

企画管理部人事課 担当 福田

電話 0774-56-4053（内線317）

早期退職希望者の募集に係る応募申請書

応募年月日 年 月 日

城陽市長 奥田 敏晴 様

応募申請者 所 属 _____
職 名 _____
職員番号 _____
氏 名 _____ 印

私は、城陽市職員の退職手当に関する条例第 13 条の 2 第 9 項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募をします。

1 応募をする早期退職希望者の募集について	
募集の期間	令和 5 年 5 月 1 2 日から 令和 5 年 6 月 3 0 日まで
退職すべき期日	令和 6 年 3 月 3 1 日

2 応募申請者について			
級 号 給	級 号 給	勤続期間	年 月
生年月日	年 月 日	年 齢	歳

注意事項

級号給は記載日現在、勤続期間・年齢は令和 6 年 3 月 3 1 日現在で記入すること。

※申請者配属先所属長等の記入欄

受理年月日		年 月 日	
確 認 欄	部長等	次長等	課長等

早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書

応募取下げ申請年月日 年 月 日

城陽市長 奥田 敏晴 様

応募取下げ申請者 所 属 _____
職 名 _____
職員番号 _____
氏 名 _____ 印

私は、城陽市職員の退職手当に関する条例第13条の2第9項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請をする早期退職希望者の募集について	
募集の期間	令和5年5月12日から 令和5年6月30日まで
退職すべき期日	令和6年3月31日

2 取下げ申請理由について

※申請者配属先所属長等の記入欄

受理年月日		年 月 日	
確 認 欄	部長等	次長等	課長等